

《飼養衛生管理の再徹底を!》



山形県の養豚農場で新型インフルエンザ感染確認



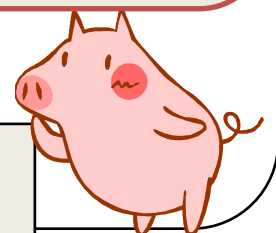
日頃からの飼養衛生管理については、これまでも家畜衛生情報などでお知らせし、特に農場への立入り制限など飼養衛生管理を徹底し、疾病の侵入に対する嚴重な警戒をお願いしているところです。

こうした情勢の中、山形県の養豚農場において、新型インフルエンザ(H1N1亜型)の感染が確認されたことから、本疾病の豚への感染防止に万全を期すため、改めて、下記の事項の徹底をお願いします。

1 豚への新型インフルエンザの感染を防止するため、農場の管理者は、インフルエンザ様疾患を呈している全ての者(従業員、家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師など)を厳に農場へ立ち入らせないようにするとともに、人、車両の立入等に関する記録を保持すること。

2 農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、日頃から実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退出場時の消毒を励行すること。

3 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある豚を診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の養豚農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等の感染拡大防止のための対策を講じること、また、訪問した農場に関する記録を保持すること。



飛騨家畜保健衛生所

高山市上岡本町7-468

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019

E-mail: c24508@pref.gifu.lg.jp